

平成24年度九州総合通信局重点施策

1 ICTを活用した防災、災害対策の強化

九州地方は、過去、台風や集中豪雨、地震や火山等様々な災害を経験しており、一昨年の奄美豪雨災害をはじめ、昨年3月に発生した東日本大震災の教訓から、住民の避難誘導・被害の最小化・復旧の迅速化のため、有効かつ多様な情報通信手段の確保が、ますます重要なものとなっています。集中豪雨や火山噴火、今後発生が想定される南海地震等大規模災害に備え、安心で安全な暮らしを守るため、ICTを活用した防災、災害対策のさらなる強化を推進します。

(1) 防災通信システムの多様化・高度化の促進

災害時の情報の収集及び伝達、住民への災害情報の周知を迅速に行うため防災通信システムの整備が一層重要となっています。国の支援措置を活用した防災行政無線の整備やデジタル化による双方向通信、データ通信等の高度化、多様な情報手段としての衛星携帯電話、緊急速報メール等の導入を促進します。

(2) 消防救急無線のデジタル化の推進

災害時における重要な情報伝達手段である消防救急無線は、大規模災害発生時における情報の収集・共有強化のため、その高度化が重要なものとなっています。秘匿性向上や通信の輻輳回避、被災情報や消防・救急車両の位置情報をはじめとする動態管理・水利情報等の大容量データの伝送など、被災地における迅速な消防・救急活動に資するため、消防救急無線のデジタル化を推進します。

(3) 住民への災害情報伝達手段の利用促進

災害時における避難勧告等の災害情報を、ICTを活用して収集し、テレビをはじめとする多様なメディアで提供する、いわゆる安心・安全公共コモンズは、地域住民にきめ細やかな情報を迅速かつ効率的に伝達する手段として有効であることから、自治体、放送事業者等の利用を促進します。

(4) 自治体等と放送・電気通信事業者の連携強化

非常時における重要な通信の円滑な確保を目的とする九州地方非常通信協議会の機能を強化するため、構成員の拡充、情報共有・連絡体制の整備、非常通信ルートの見直し等を行います。県防災会議や防災訓練等への電気通信事業者の参画の推進、地域防災計画における「通信」のライフラインへの位置づけを要請するとともに、

電気通信事業者と連携し災害時において「災害用伝言サービス」メール等の活用を呼び掛けるなどの周知広報を推進します。また、自治体と地域の放送事業者（コミュニティ放送、ケーブルテレビ等）との災害時情報伝達等に係る連携強化を促進します。

(5) 通信機器等の貸出し、無線局免許等の迅速化

災害予防及び災害応急対策における連絡手段を確保するために、衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線、移動電源車の貸出し、災害時に必要な無線局の免許等を迅速に行います。

2 地域課題解決に向けたICT利活用の推進

ICT基盤の整備が進む中、地域が抱える諸課題を解決し、豊かで活気ある地域社会を実現するため、行政・福祉・医療・防災・産業等のあらゆる分野で、その有効な活用が期待されています。地域住民だれもが、ICTの恩恵を実感できるよう、ICT基盤の利活用をより一層促進するとともに、地域活性化に貢献するICT分野の研究開発を推進していきます。

(1) ICT利活用の推進

地域における課題を解決し、地域住民がICTの恩恵を実感できるよう各地域の多様なニーズに対応したICT利活用システムの普及を促進するとともに、地域のICT利活用の人材の育成を支援します。

(2) 地域のICT基盤高度化の推進

公共的なICT利活用システムの導入を促進しつつ、すべての世帯での超高速ブロードバンドサービス利用の実現を目指して、「光の道」整備推進事業によるICT基盤の高度化を推進します。

(3) 地域に役立つ研究開発等の推進

産学官、情報化推進団体等との連携を通じ、大学・研究機関の研究開発力向上と地域の活性化につながる研究開発を促進し、地域のICT利活用を推進します。

3 「地デジ完全移行」の完結と新たな電波利用の推進

新たな難視地区等に対する恒久対策などアナログ放送終了後に残された課題に全力で取り組み、「地デジ完全移行」を完結させます。アナログ放送終了等による周波数再編を進めるとともに、ホワイトスペースの活用等を図り、地域における新たな電波利用を推進し、より安全・便利な生活と社会を実現します。

(1) 地デジ受信環境の整備推進

地デジ難視対策衛星放送の利用世帯に地元の番組を視聴いただくため、新たな難視地区等に対する恒久対策をさらに推進するとともに、周波数再編等のための放送局のチャンネル変更(周波数リパック)を着実に実施します。

(2) 地デジの特徴を生かした新たなサービスの展開

ホワイトスペースを活用したエリア放送型システムの普及推進や、データ放送の自治体等における活用促進など、地デジの特徴を活かした新たなサービスの展開を図ります。

(3) ホワイトスペースの活用等による周波数有効利用の推進

ホワイトスペースを活用した新たな無線システムについて調査検討を行い、地域における周波数有効利用のさらなる推進を図る。また、特定実験試験局の普及促進等により、地域における迅速な研究開発の実現と地域競争力の向上を支援します。

(4) アナログ放送終了等による周波数再編の円滑な実施

700/900MHz帯において、スマートフォン等携帯無線通信システムの充実や安全運転支援システム実現のための新たな高度道路交通システム(ITS)を導入する周波数を確保するため、MCA無線、電子タグ、FPU、特定ラジオマイク等の周波数移行及びパーソナル無線に係る特定周波数終了対策業務を円滑に行います。

(5) 携帯電話等のエリア整備の促進

辺地・離島・山村等の条件不利地域に対し、国の補助事業による携帯電話等のエリア拡大を図り地域の利便性向上と活成化を支援します。

4 安心・安全な電波利用環境の整備

情報通信社会の進展に伴う電波利用の普及・高度化と、安心・安全な電波利用環境の整備のため、人命や財産の保護に不可欠な重要無線通信の確保、不法パーソナル無線の撲滅及び正しい電波の知識の普及とリテラシーの向上に努めます。

(1) 重要無線通信の確保

安心して電波を利用していただくため、航空機・船舶の運航や携帯電話など、人命・財産の保護や社会基盤として不可欠な重要無線通信を中心に、無線通信に対する混信・妨害申告に対して迅速に対応します。さらに、悪質なものについては捜査機関と連携して電波法違反による摘発等を行います。

(2) 不法パーソナル無線の撲滅

900MHz帯周波数再編に伴い、従来パーソナル無線等に用いられた周波数帯に携帯無線通信システムも導入され、従来システムと共存することとなる一方、依然として多くの不法パーソナル無線の開設・運用が確認されているため、不法開設・運用者の探査及び取締りの強化等により、不法パーソナル無線を早急に撲滅します。

(3) 電磁環境の保護と電波に関する正しい知識の普及

安心して利用できる電波利用環境の確保のため、電波利用者や販売業者等に対し、電波の適正な利用や電波法令の遵守等について周知・啓発を行います。また、一般の方々を対象に、電波の性質や安全性について正しい理解を深めていただくための説明会等を実施するほか、昨年導入された登録検査等事業者制度を適切に運用するため、事業者への立入検査等、その能力・意識の維持向上に資する施策を行います。

5 安心・安全な電気通信サービス利用環境の整備

急激に普及するスマートフォン、光インターネット等の電気通信サービスは、国民生活に必要な社会基盤となっています。各種サービスが多様化・高度化・複雑化する中、契約を巡るトラブルやコンピュータウイルスの被害など様々な問題が発生しており、電気通信事業者、消費生活センター等と連携して、誰もが安心・安全に利用できる、電気通信サービスの利用環境整備を図ります。

(1) 電気通信サービス利用者の支援

電気通信サービスに係る苦情・相談等に対して、電気通信事業者・消費生活センター等と連携し、迅速かつ適切に対応するとともに、定期的に電気通信事業者、消費生活センターとの情報・意見交換の場を設定し情報共有に努め、安心・安全な電気通信サービスの利用を促進します。

(2) 青少年のインターネット利用環境の整備

青少年のインターネットの利用環境は、パソコンだけではなく、携帯電話、スマートフォンなど多様化している中で、青少年に係る様々なネットいじめ、トラブル等が発生していることから、青少年が安心・安全にインターネットを利用できるための啓発活動等を推進します。

(3) 情報セキュリティ・個人情報保護の普及啓発の推進

コンピュータウイルス、不正アクセス、フィッシング詐欺による被害や個人情報流出が発生していることから、誰もが安心して電気通信サービスが利用できるようにするため、情報セキュリティ・個人情報保護に関する普及啓発を促進します。